

令和2年度 佐渡市役所消防訓練概要

- 1 期 日 令和2年11月16日(月) 16:00 から 17:00 (雨天決行)
- 2 場 所 佐渡市役所(本庁舎、第2庁舎、会議室棟)
- 3 避難場所 金井コミュニティセンター1階 大ホール
- 4 火災の想定 本庁舎3階小会議室 漏電による出火
- 5 訓練の概要
 - 1) 訓練事前周知
15:50 に庁内放送。
 - 2) 火災発生
 - ①16:00 に本庁舎の火災報知器が作動。
 - ②防災管財課長(自衛消防隊長)は防災管財課にて待機。
 - ③本庁舎各階の火気責任者は、担当フロアの出火確認を行う。
 - ④出火確認中の3階火気責任者が3階小会議室からの出火を発見し、防災管財課長(自衛消防隊長)へ報告。
 - ⑤庁舎1階の職員が1階宿直室内火災報知器受信機の音に気付き、出火エリアを防災管財課管財係へ電話で報告。
 - 3) 火災現場の確認
 - ①庁舎3階の火気責任者は、出火場所の小会議室にて消火器で初期消火にあたる。
 - ②防災管財課職員は、3階火気責任者からの報告を受け、消火器を持参し初期消火に加わる。
 - 4) 指揮班の初期対応
 - ①防災管財課長(自衛消防隊長)は管財係職員に119番通報を指示するとともに、自衛消防隊の出動を要請する。
 - ②防災管財課職員は、避難指示と自衛消防隊出動を庁内放送でアナウンスする。
 - ③指揮班班員は、火もとフロア以外の火気責任者に火災発生のお知らせと避難要請を行う。
 - 5) 自衛消防隊の出動
 - ア. 自衛消防隊本部の設営
防災管財課長(自衛消防隊長)、総務課長(副隊長)、防災管財課長補佐(指揮班長)、管財係長(副班長)は金井コミュニティセンター前駐車場内(火災現場が目視できる位置)に自衛消防隊本部を設置する。後に指揮班員も合流する。
※雨天の場合、車庫に自衛消防隊本部を設置する。

イ. 各班の行動

【指揮班】

- 1) 班員は、火災報知機鳴動から避難指示の庁内放送開始までの時間、及び各班が自衛消防隊長に状況報告を開始するまでの時間を計測する。

【消火班】

- 1) 班員は、班長の指揮により各階に設置してある消火器及び屋内消火栓を使い、出火元で消火活動を行う。
- 2) 消火班は、鎮火後、避難所に移動し、班長は自衛消防隊長（防災管財課長）に鎮火の報告をする。
- 3) 班員の1人がやけどを負ったと想定し、負傷者を連れて救護本部へ向かう。
- 4) 班長は、班員の避難及び消火活動中にやけどを負った班員を救護本部へ避難させたことを自衛消防隊長（防災管財課長）に報告する。

【避難誘導班】

- 1) 班員は、整然と速やかに避難出来るよう、火気責任者と協力し避難誘導等の業務にあたる。
(避難路、避難確認、負傷者（来庁市民役）の救助等)
- 2) 班長は、避難誘導を行いながら、他の班員よりも早く避難所に移動する。
- 3) 班員は、庁舎と避難所間の公道を職員が横断する際の誘導も行う。
- 4) 班員は、各階の避難を確認したら、班長にその旨を報告する。
- 5) 班長は、班員から庁舎内に残留者がいないことの報告を受け、自衛消防隊長（防災管財課長）に報告する。

【警備班】

- 1) 班員は、市役所正面玄関付近に移動する。
- 2) 班長は、搬出後の非常持出物の警備と、庁舎周辺の警備を指示する。
(各課等の火気取締責任者が非常持出をする。状況により非常持出の補助も行う。)
- 3) 班員は、全ての非常持出物の確認がとれたら、班長にその旨を報告する。
- 4) 班長は、非常持出の搬出確認後、自衛消防隊長（防災管財課長）に報告する。

【救護班】

- 1) 班員は、避難場所に集合し、救護本部を設営する。その際、健康推進室の班員は、救急箱を持って避難する。
- 2) 班員は、負傷者・体調不良者等を手当する。
- 3) 班長は、救護本部設置完了と負傷者・体調不良者等の状況を自衛消防隊長（防災管財課長）に報告する。

6 自衛消防隊任務完了

自衛消防隊長（防災管財課長）は、指揮班を除いたすべての班長からの報告を受けた後、自衛消防隊の解散を通知する。

（その後、職員全員が金井コミュニティセンターホールへ移動する。）

7 講評等

①市長あいさつ（代理：副市長）

②中央消防署長あいさつ

③佐渡市役所消防訓練終了通告（防災管財課長）

8 消火器等実技講習（消火班と新採用職員を主とし受講してもらう。）

※雨天時は、消火器実技講習は中止とする。